

3 - 2 源泉所得税の種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分		合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税、 財形貯蓄非課税 分支払金額	その他非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合 計	127,412,442	19,083,061	22,806,708	25,270,493	175,489,643	19,083,061	
公 債	227,608	34,073	799	145	228,552	34,073	
社 債	1,198,283	180,102	41,182	20,771,921	22,011,386	180,102	
預貯金	郵便貯金	105,385,213	15,786,705	20,274,339	702,464	126,362,016	15,786,705
	銀行預金	9,135,492	1,365,327	1,168,729	765,440	11,069,661	1,365,327
	銀行以外の金融機関の 預金利子	6,986,686	1,045,907	1,269,000	2,951,977	11,207,663	1,045,907
	勤務先預金の利子	1,955,096	293,460	4,410	-	1,959,506	293,460
合同運用信託の収益の分配	290,333	43,516	47,606	9,326	347,265	43,516	
公社債投資信託の収益の分配	2,982	447	108	9	3,099	447	
定期積金の給付補てん金等	2,191,706	327,441	-	69,211	2,260,917	327,441	
匿名組合契約等に基づく利益の分配、 生命保険等の差益	39,043	6,083	535	-	39,578	6,083	
割引債の償還差益	-	-	-	-	-	-	

調査対象等：平成15年分の利子所得等の源泉所得税について、平成15年2月から平成16年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分		源泉分離(選択)課税適用分			合 計	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	人	千円	人	千円	千円	千円	千円
合 計	-	65,626,466	11,233,333	-	3,402,913	-	571,147	197,402	69,600,526	11,430,735
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	912,181	65,626,452	11,233,331	2,368	3,402,842	3,357	558,660	195,531	69,587,954	11,428,862
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	14	2	-	71	-	12,487	1,871	12,572	1,873

調査対象等：平成15年分の配当所得の源泉所得税について、配当等の支払者から平成16年4月30日までに提出された「法定資料合計表(配当等の支払調書)」及び平成15年2月から平成16年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源 泉 徴 収 選 択 口 座 内 調 整 所 得 金 額 等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	14,581,776	1,067,735

調査対象等：平成15年2月から平成16年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」等

(4) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の 他			合 計		
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
給 与 所 得	-	862,051,308	37,079,574	-	4,178,470,950	146,222,745	-	5,040,522,258	183,302,319
俸給・給料・賞与	219,691	856,186,058	36,978,720	1,479,234	4,129,710,359	145,361,743	1,698,925	4,985,896,416	182,340,463
日雇労働者の賃金	-	5,865,251	100,854	-	48,760,591	861,002	-	54,625,842	961,856
退 職 所 得	4,416	79,328,544	1,872,809	23,699	110,471,806	2,909,203	28,115	189,800,350	4,782,012
給与所得と退職所得の 合 計	...	941,379,852	38,952,383	...	4,288,942,756	149,131,948	...	5,230,322,608	188,084,331
災害減免法により 徴収猶予したもの	-	-	-	5	-	-	5	-	-

調査対象等：平成15年分の給与所得及び退職所得の源泉所得税について、給与等の支払者から平成16年4月30日までに提出された「法定資料合計表(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成15年2月から平成16年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている資料をいい、原則として、翌年1月31日までに提出することになっている。

法定資料の種類は多数にのぼっているが、例えば、次のようなものがあげられる。利子等の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、報酬・料金、契約金及び賞金の支払調書、非居住者等に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書、給与所得の源泉徴収票

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいい、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	対 前 年 比
				%
	人	千円	千円	%
合 計	333,686	222,750,469	13,324,414	91.0
法 第 204 条 該 当 分	229,840	151,337,017	12,682,769	92.1
原稿料、作曲料・放送謝金等の報酬又は料金	101,606	7,169,097	781,058	100.1
弁護士、税理士等の報酬又は料金	101,738	41,246,874	4,208,625	96.1
診 療 報 酬	2,756	59,450,559	5,353,532	89.7
職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	15,341	35,572,657	1,785,731	88.4
芸能等についての出演演出等の報酬又は料金	4,028	2,184,098	272,132	126.3
バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	3,869	4,508,619	241,464	92.8
契 約 金 ・ 賞 金	502	1,205,113	40,227	26.1
法第203条の2該当分				
公 的 年 金 等	31,970	40,547,355	436,180	121.4
法 第 207 条 該 当 分				
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	71,391	29,541,565	95,991	85.5
法 第 174 条 該 当 分				
馬主に支払われる競馬の賞金等	485	1,324,532	109,474	27.9

調査対象等：平成15年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成16年4月30日までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表(報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書)」等

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。